

令和2年6月17日

島根県の対応

島根県対策本部決定

県民に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の5点を依頼

- (1) 6月19日以降は、各地の感染状況を踏まえて北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を含む全ての都道府県との往来について自粛要請を解除する
県境をまたぐ移動の際には、移動先の県が提供している情報などを確認し、感染予防に努めること
- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること
- (5) 6月19日以降のイベント等の開催にあたっては、「島根県の対応」別紙を目安として判断すること